

## 人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている実践事例
-------	--

### 1. 基本情報

#### ○都道府県名及び市町村名

静岡県沼津市

#### ○学校名

静岡県立沼津城北高等学校

#### ○学校のURL

<http://www.edu.pref.shizuoka.jp/numazujohoku-h/home.nsf>

### 2. 学校紹介

#### ○学級数

【通常の学級】全学年各5学級、【合計】15学級

#### ○児童生徒数

【全児童生徒数】554人（平成26年11月1日現在）  
（内訳：1年生191人、2年生164人、3年生199人）

#### ○人権教育開発推進事業、人権教育研究推進事業実績（実施年度及び事業の別）

平成25・26年度静岡県教育委員会人権教育研究指定校

#### ○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

##### 【学校の教育目標】

- 1 生徒の自己実現、国家及び社会の有為な人材の育成
- 2 自他の人権を大切にす態度や行動力の育成
- 3 保護者や地域の信頼の確保

##### 【人権教育に関する目標】

差別や偏見のない社会を実現するために、人権問題を正しく理解するとともに、自他の存在を認め、主体的に行動できる生徒を育成する。－関わり合いを通して－

#### ○人権教育に係る取組一口メモ

関わり合いをテーマに、教科指導及びホームルーム活動・学校行事等教育活動全体にわたる取組により、生徒の人権感覚の高揚を図る。

#### ○人権教育にかかる取組の全体概要

学校の教育活動全体を人権教育の視点から捉え直し、次の5観点から実践した。

- 1 教科指導を通しての取組（協同的な学びによる人権感覚の育成）
- 2 ホームルーム活動・学校行事を通しての取組（学年別テーマ学習、人権講話等）
- 3 生徒指導・教育相談を通しての取組
- 4 家庭・地域・関係機関との連携を通しての取組
- 5 教職員の人権感覚の高揚を目指した取組

### 3. 特色ある実践事例の内容

#### ◆教科指導を通しての取組

(取組のねらい)

学校教育の根幹をなす教科指導において、関わり合いを重視した授業により、生徒の人権感覚の高揚を図ることにした。

(取組の内容)

本校では、平成 21 年度から「学びの共同体」による協同的な学習を行っている。

「学びの共同体」では、生徒一人一人の学びが保障され、また、生徒が互いに関わり合うことで、自他の存在を認め尊重し合うことができる。これは、人権教育そのものであると考え、教科指導では協同的な学びを中心に人権教育に取り組んだ。

1 全校体制で「学びの共同体」による協同的な学びによる授業を実施する。

2 協同的な学びと人権教育の関係を、本校なりの視点で次のように整理した。

(1) 生徒理解がなされていること。

教師は、生徒の①既習事項の理解度の認知(知的学力)、②他者との関わり方(コミュニケーション能力)、③他教科、部活動、その他学校生活の様子等生徒の状況を広く理解している。

(2) 上記(1)の生徒理解に基づいた個の学びを保障する授業であること。

授業では、①目標設定、発問、授業構成、教材・教具等生徒の学びが保障される工夫がなされていること、②聴き合う、教え合う、認め合う等生徒と生徒、生徒と教師の人的環境が整っている授業であること。

(3) 上記(1)(2)のもとに生徒自身が、自己実現、達成感、自己有用感などを体感できたときに、生徒一人一人の学びは保障される。

3 生徒一人一人の学びを保障する授業を実践するために、生徒の活動を主体とした授業や生徒の理解に応じた指導の在り方を研究した。

(1) 全教員が年間 1 回以上は「学びの共同体」による授業公開を実施した。

(2) 全教員参加の校内研修を年間 5 回実施した。内容は、新任教員研修 1 回(4 月)、学年別研修 2 回(5、10 月)、教科別研修 1 回(2 月)、公開校内研修 1 回(6 月)。なお、公開校内研修は本校以外からも参加者を募るほか、「学びの共同体」を研究する大学教授等の外部講師を招聘し、指導を頂いた。

#### ◆ホームルーム活動・学校行事を通しての取組

(取組のねらい)

自ら進んで人権問題の正しい理解に努め、また、人権問題を身近なこととして捉えることをねらいとし、ホームルーム活動・学校行事で次のことに取り組んだ。

(取組の内容)

1 学年別テーマによる追究

(1) 1 年…グループ別テーマ学習－人権問題を知ろう－

4 人 1 組のグループで、1 年間かけてテーマ学習を実施した。学習の成果は学級発表会の後、各ホームルームから 1 グループが代表となり、学年全体の場で発表した。

平成 25 年度の各代表の研究テーマは次のとおりであった。

・性同一性障害 ・東日本大震災に起因する人権問題 ・NEW HUMAN RIGHTS

新しい人権 ・許されざる現代社会の闇～人身売買～ ・人権～刑を終えて出所した人の人権～

(2) 2年…平和学習－沖縄修学旅行を通して－

事前学習を含め、沖縄の歴史や沖縄戦、基地問題など生徒一人ひとりが課題を持ち修学旅行に参加した。平和講話の中で、戦争体験者である講師と平和を継承することを固く誓い合った。

(3) 3年…差別や偏見のない社会の実現

ア 人権講話会の実施

外部講師による講話会を実施し、今日的な人権問題について考える機会とした。講話内容は、「情報と人権－携帯・スマホの正しい活用(平成25年度)」 「デートDV防止出前セミナー(平成26年度)」であった。

イ 被災地ボランティア体験発表会

平成25・26年度とも、3年生に被災地ボランティアに参加した生徒がいた。全校集会で体験発表会を実施し、被災地に暮らす人々の現状や家族や友人に感謝する思いが語られた。

2 人権講話会・人権教室の実施

(1) 17の人権問題を知るための講話会

講師：静岡地方法務局沼津支局職員

対象：平成25年度は全校生徒、平成26年度は1年生

内容：法務省が挙げる17の啓発強調事項についての現状や課題の解説

(2) 人権問題を身近に感じ、積極的に関わる心情を育てるための講話会

ア 平成25年度

講師：岐阜県人権懇話会会長

内容：挨拶の意義、ふだんの何げない会話など具体的事例をもとに、命と感謝の心を大切に生きていくことの重要性を語っていただいた。

イ 平成26年度

講師：大学特任教授（カウンセラー）

内容：自己の存在を肯定し、他者との関わりの中で自己の存在を再確認することの必要性を話していただいた。

(3) 専門的な立場から人権を学ぶ人権教室

1年生を対象にホームルームごとテーマを選択し、沼津市人権擁護委員、静岡県人権啓発センター人権啓発指導員、静岡地方検察庁広報官、弁護士から人権問題の実態や人権問題への関わり方などを講義していただいた。

3 沼津特別支援学校愛鷹分校との交流

平成25年度、本校の敷地内に沼津特別支援学校愛鷹分校が開校した。共生・共育の精神を伸長する上で絶好の機会と捉え、美術の授業や各種行事で積極的に交流するようにした。

(1) 美術の授業では、年間6時間の授業を合同で実施した。本校生徒と愛鷹分校生徒混合の4人一組のグループを編成し、協同的な学びを展開した。

(2) 学校祭、対面式、環境美化活動、安全教室等の行事に、愛鷹分校の生徒も一

緒に参加している。

また、サッカー部の交流、愛鷹分校による本校卒業式を装飾する花の苗の植え付け作業などを一緒に行った。

#### 4 生徒自らが主体的に運営する行事等

責任を持って事に当たることで、役に立てたという達成感や人から必要とされているという自己有用感を実感するよう、学校行事や生徒会活動では、多くの生徒に活躍の場面を用意した。

(1) 生徒会・委員会活動では、常時の活動のほか、募金活動、献血、沼津市クリーン作戦等に多くの有志が参加している。

(2) 中学生とその保護者を対象とした説明会である「中学生一日体験入学」では、受付、全体説明の一部、体験発表、中学生との懇談、部活動見学等そのほとんどを生徒が運営している。

#### ◆生徒指導や教育相談等を通しての取組

(取組のねらい)

豊かな人権感覚は、生徒と生徒、生徒と教師の関わり合いがよくなされることで育つ。この考えに基づき、生徒指導、教育相談、進路指導等に取り組んだ。

(取組の内容)

- 1 サポート体制を整備するため、学校相談員(非常勤)を配置した。また1分間カウンセリングやホームルーム担任との個別面談(全学年、年2回)を実施し生徒理解に努めた。
- 2 生徒課便り(随時)、相談室便り(月1回)を発行した。

#### ◆家庭・地域・関係機関との連携を通しての取組

(取組のねらい)

学校教育は、家庭・地域等との連携がなくては十分な成果は得られない。多くの人との関わりにより、豊かな人権感覚が育まれるという考えのもと、家庭・地域等との連携に取り組んだ。

(取組の内容)

##### 1 PTS サミットの実施

保護者、教員、生徒の三者が、今日的な課題について意見交換をする場を、年間1回設定している。平成25年度は、携帯電話(SNS)の利用について、問題点や望ましい活用方法などについて話し合った。

##### 2 学校ホームページを活用しての情報発信

学校や生徒の様子を発信することで、家庭・地域等との関わり合いの場とした。

#### ◆教職員の人権感覚の高揚を目指した取組

(取組のねらい)

学校教育にあつて、生徒の人権感覚を変容させるにはその前提として、教師自身の人権意識や人権感覚を高揚させることが求められる。そこで、教師自身にとって、人権問題が身近になるよう、次のことに取り組んだ。

- 1 人権教育発表会や人権教育指導者研修会等の研修会に参加した。
- 2 校内研修に指導主事を要請(年3回)し、人権教育に関する理解を深めた。
- 3 人権に関する新聞記事等を、毎日出される日報(B5サイズ1枚)の裏面などを用

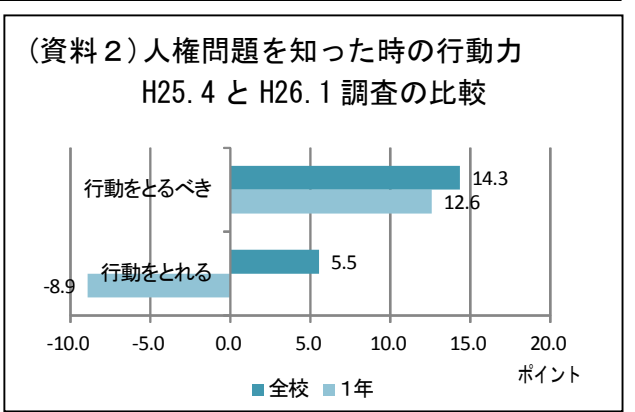
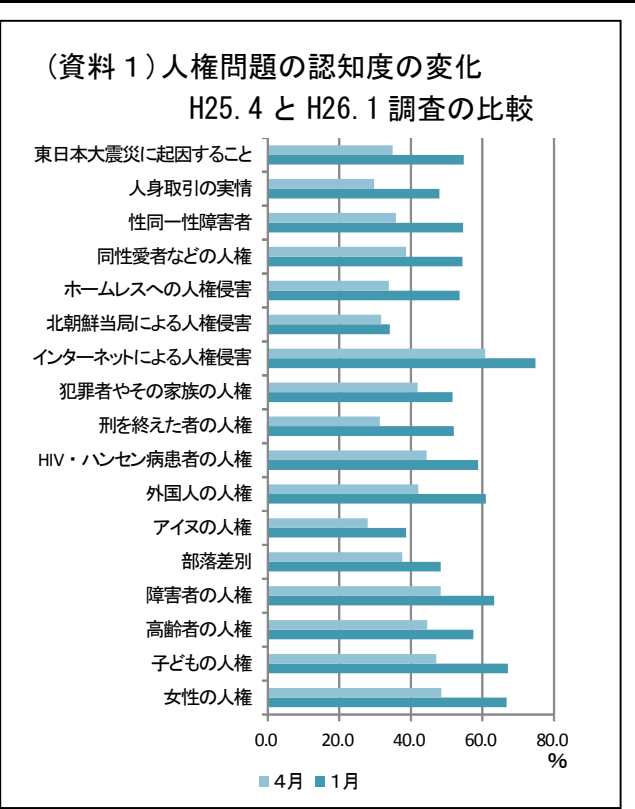
い、随時紹介した。

#### 4. 実施する際に生じた課題及びその解決策

- (取組を実施する際に生じた課題と解決方法)
- 1 取組方法等についての打合せ時間の確保が課題となった。  
→週時程の中に協同的な学びについて検討する「学びの委員会」の時間が確保されている。同委員会のメンバー8人中6人が人権教育担当者であったため、この時間を有効に活用した。
  - 2 1年テーマ学習の調査・まとめの時間については、ホームルーム活動の3時間だけでは不十分であった。  
→他教科との連携によって、教科の学習に取り入れることで対応した。

#### 5. 実践事例の実績、実施による効果

- (取組の実績)
- 平成25年度末に年度当初と同様のアンケートを実施したところ、次のとおりの結果となった。
- 1 人権問題の認知度  
法務省の挙げる啓発活動強調事項の全17項目で認知度が上昇した。(資料1)
  - 2 人権問題を知ったときの行動力  
人権問題を知ったときに自らが何らかの行動をとるべきであると考えた生徒が、全校では14.3ポイント上昇した。また、人権問題を知ったときに、実際の行動がとれるとした生徒は、全校で5.5ポイント増加した。なお、1年生については、8.9ポイント減少という結果になった。(資料2)
  - 3 上記1・2とは別に平成26年4月に新2・3年生に対して、前年度の取組の結果、人権に対する意識や考え方に変化があったかというアンケートを採ったところ、変化があったとしたのは全体で76.0%であった。また、変化なしとした者でも全体の8.1%のものが、もともと意識を強く持っていたとしている。なお、変化ありの内容は次のとおりであった。



- ・もっと知る必要を感じた54.6%
- ・差別や偏見のない社会実現の重要性を理解した 50.1%
- ・身近に感じるようになった 47.9%
- ・より一層難しさを感じた 44.8%
- ・自他の存在を認める意識が強くなった 35.9%
- ・人権感覚が成長したように感じる 34.3%
- ・積極的に関わる意識が強くなった19.8%

(取組が効果を上げた実際の事例)

#### 1 人権講話会の生徒振り返りから

- ◇ 今日の講話を聴いて、改めて自分が生きていることに感謝しなければならぬと思いました。私は、今まで簡単に言葉遣いが悪いことを言ってしまったことがありました。けれども、それがたとえ冗談でも「キモイ」や「ウザイ」などの言葉を使ってはいけないと思いました。相手の立場になって考えたら、とても傷つく言葉だと改めて感じさせられました。この世界にいるものはすべて生きているし、私たちと同じ命なんだと、これからはちゃんと考えた言動をとらなければならないと思いました。(3年女子)
- ◇ 自分の存在が否定されたと思うと、外の場所でもそう思うことは、以前、私にもあったからよく分かりました。先生が助けた人は、私以上に傷を負っているため、私の考えが及ばないほど世界が暗く見えていたと思います。だから、先生のポジティブにさせる言葉は、とても嬉しい言葉だったと思います。私にも、助けを求めている人を助けたいという心が、少なからずあります。良いと思ったことは実行していきたいと思いました。(1年男子)

#### 2 1年人権教室振り返りから

- ◇ 人権は、互いに尊重し合うことで守られていくと感じました。また、絵の具の肌色がなくなった話や看護婦と呼ばなくなった話から、身近なところに人権問題があるんだと思いました。誰もが平等で安心して、楽しく暮らせる社会を完成しなければいけないと思いました。(1年女子)

## 6. 実践事例についての評価

(取組についての評価、及びそう評価する理由)

#### 1 生徒の表れから

取組の成果として、人権問題の認知度の上昇を挙げることができる。また、人権問題への意識についても、76.0%(変化なしの内、もともと意識が強かったとする生徒を含めると84.1%)の生徒が高めている。特に、1年間かけて人権問題を知ることテーマに研究を進めた1年生での成果は著しいものがあつた。全校体制で人権教育の推進にあつたことが、成果として現れたと言える。

一方、目標の一つである主体的な行動については、アンケートの数値からは、十分な成果を得るにはいたっていない。人権問題を知ったときに行動がとれるという生徒が、全校で35%のみである。特に、1年生では8.9ポイント減少している。これは、行動に移すことは、単に同情や憐みなどの感情や感覚では容易になされないことを理解した結果によるものではないかと考えられる。ただ、1年生時のテーマ学習を振り返り、次のように述べている生徒がいた。

「深く調べるところがずれていた気がします。実際に人権侵害を受けているような場面にあったときに、私たちがどうしたらいいかというところに焦点をおいで学習した方がよかった気がします。人権問題の現状を深く知るだけでなく、対策の方を中心にするのが、人権問題にもっと前向きかなと思います。」

この意見は、正しく私たちが求めた「人権感覚の高揚」がなされている表れであると判断できる。

## 2 教職員の人権意識の高揚

今回の取組を通して、教職員の人権感覚の変容についてアンケートをとったところ、「以前より高まった」又は「もともと意識していた」と回答した者が合計で82.0%であった。また、不用意な言葉、生徒の呼び方など日常的な生徒との関わりに配慮するようになったという意見や授業においてより一層生徒理解に努めるようになったという意見が多くあった。教職員自身が人権をより身近に感じ、意識するようになったことも大きな成果であった。

## 【人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント】

### 静岡県立沼津城北高等学校

全教育活動を人権尊重の視点に立って推進し、生徒、教職員、保護者の人間関係の深まりや人権感覚の高揚を図った、高校における実践事例である。

本実践では、明確な展望のもと、①教科指導における協同的な学びを通して学力、コミュニケーション力、人権感覚を育成する、②ホームルーム活動、学校行事を通して、人権問題に対する認識を深めるとともに、特別支援学校との交流や主体的な生徒会活動を進める、③生徒指導や教育相談を工夫して生徒理解を深める、④家庭・地域・関係機関への情報発信や意見交換の場の工夫を通して連携を深める、⑤それらの取組を組織的・効果的に行うための教職員研修を充実させる等々、具体的な事例がわかりやすく示されている。生徒の人権課題に関する認知や行動の変容や教職員の意識の高揚などについても効果測定がなされていて、参考になる。